

5 . 寺有財産取得証明願

寺院が、贈与又は売買により土地・建物を取得した場合、それがもつぱら宗教の用に供する宗教法人法第3条に規定する物件であるときは、登記にかかる登録免許税が課税されません。但し、その物件が非課税の要件に該当する旨の都道府県知事の証明が必要となります。(その申請にあたり宗派の証明が必要な場合に『寺有財産取得証明願』を提出します。)

[登録免許税法4②・別表第三、登録免許税法施行規則4]

(1) 申請者 当該寺院の住職又は住職代務

(2) 添付書類

① 取得物件の明細

取得物件の表示は、登記簿謄本の表示に合わせて記載します。

② 理由書

住職（住職代務）の署名捺印にて、取得する理由（取得物件の用途）を明記します。

③ 門徒総代の同意書

門徒総代に諮問したことを証するため、任期中の門徒総代全員が署名捺印します。

[註] 同意日において門徒総代の任期が満了している場合は、『責任役員任命申請書並びに門徒総代届』を同時に提出します。

※この場合、同意書には、新たに届け出る門徒総代が署名捺印します。

④ 責任役員会議事録（抜粋）

責任役員会の議決を得たことを証するため、任期中の責任役員の議事録の抜粋を添付します。

〔註〕開催日において責任役員の任期が満了している場合は、『責任役員任命申請書並びに門徒総代届』を同時に提出します。

※この場合、責任役員会議事録は、新たに就任する責任役員のもとで議決し、署名捺印します。

- ⑤ 売買契約書又は寄付証書の写し
- ⑥ 取得する物件の登記簿謄本
- ⑦ 取得物件が土地の場合、付近の見取図
- ⑧ 取得物件が建物の場合、建物の平面図

※⑦⑧については、本堂との位置関係がわかる図面も添付してください。

(3) 仮代表役員

寺院が住職個人の財産を有償で取得する場合等、財産取得において寺院と代表役員（住職）との利益が相反する場合は、代表役員は当該事項について代表権を有さないため、仮代表役員を選定する必要があります。 [寺則18①、寺院規程23①、宗教法人法21①]

① 仮代表役員就任者

寺院の所在する教区の教務所長又は教務所長が指名する者が就任します。 [寺則18①、寺院規程23①]

〔註〕教務所長以外の者が仮代表役員となる場合、利害関係人を除く必要があります。

② 職務権限

該当事項について、代表役員に代わってその職務を行います。

[寺則19、寺院規程24、宗教法人法21③]

〔註〕仮代表役員が、責任役員会を招集し、契約を締結します。

- ③ 添付書類 a 仮代表役員就任依頼書（教務所長宛）
b 仮代表役員指名書

c 仮代表役員就任受諾書

〔註〕 教務所長が仮代表役員に就任する場合は、b及びcは必要ありません。

(4) 仮責任役員

寺院が責任役員個人の財産を有償で取得する場合等、財産取得において責任役員に特別の利害関係が生じる場合は、その責任役員は当該事項について議決権を有しません。この場合において、議決権を有する者の員数が、責任役員の過半数に満たないこととなったときは、過半数に達するまでの員数以上の仮責任役員を選定する必要があります。

[寺則18②、寺院規程23②、宗教法人法21②]

① 仮責任役員就任者

代表役員が選定する者が就任します。

[寺則18②、寺院規程23②]

② 職務権限

該当事項について、責任役員に代わってその職務（議決権の行使）を行います。

[寺則19、寺院規程24、宗教法人法21③]

〔註〕 仮責任役員が、責任役員会に出席します。

③ 添付書類 仮責任役員選定書